

病院向け自家発電設備の整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月二十日

上野通子

参議院議長 西岡武夫殿



## 病院向け自家発電設備の整備に関する質問主意書

政府はこのたび、電力の安定供給に不安を抱えている東京電力・東北電力管内において、「救命救急センター」施設等の自家発電設備の整備に要する費用の一部補助」として本年度第一次補正予算に十三億円を計上した。これに関して以下のとおり質問する。

一 自家発電設備の整備費用について政府の予算措置の対象になっているのは、重篤患者を二十四時間体制で受け入れる「救命救急センター」と、ハイリスク妊産婦の受け入れや高度新生児医療を行う「総合周産期母子医療センター」のうち、電力の確保が困難になると見込まれる施設に限定されている。予算措置を講じる目的と、対象をこれらの施設に限定した理由について政府の見解を明らかにされたい。また、対象施設が合計いくつの施設になるのかについても明らかにされたい。

二 「救命救急センター」や「総合周産期母子医療センター」のような高度な医療を提供する大型病院のみならず、多くの患者を抱える地域の中核病院でも自家発電設備に対する需要は大きい。今後、予算措置の対象を地域の中核病院にも広げる考えはないのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

